

	現行	改正(案)	改正理由
第1条 (名称)	本会は神戸大学KTC機械クラブと称する。	本会は神戸大学機械クラブと称する。	(一社)神戸大学工学振興会(略称KTC)との混同を避けるため会の名称より“KTC”を削除し、“神戸大学機械クラブ”に改称する。
第2条 (目的)	本会は、会員と母校との連絡、会員相互の親睦をはかり、技術者の人格向上に寄与することを目的とする。	本会は会員相互の親睦をはかり、技術者の人格向上に寄与するとともに、母校の発展を支援することを目的とする。	目的を明確にするため連絡を支援に変更するとともに全文を見直す。
第3条 (構成)	本会は次の会員で組織する。 (1)旧神戸高等工業学校および旧神戸工業専門学校の機械科および精密機械科の卒業生ならびにこれに準ずるもの。	(1)神戸高等工業学校および神戸工業専門学校の機械科および精密機械科の卒業生ならびにこれに準ずるもの。	神戸高等工業学校および神戸工業専門学校には同名の学校がなく混同する恐れがないため「旧」を削除する。
	(2)神戸大学工学部機械工学科ならびに生産機械工学科の卒業生およびこれに準ずるもの。	変更なし	
	(3)神戸大学大学院自然科学研究科機械工学専攻の修了者。	(3)神戸大学大学院工学研究科ならびに神戸大学大学院自然科学研究科の機械工学専攻および生産機械工学専攻の修了者。	神戸大学大学院工学研究科および生産機械工学専攻が欠落していたので追加し、全文を見直す。
第4条 (代表)	(1)卒業各クラスに、クラス代表(若干名)、および研究室代表(若干名)を置く。	変更なし	
	(2)前項の代表は、各クラス会員・各研究室会員それぞれの互選、もしくは現職教員の推薦により、これを決める。	変更なし	
	(3)複数の企業に企業別代表(若干名)を置く。本代表は、理事および前項の代表の互選により決定する。	変更なし	
	(4)代表は、本会の運営に最も重要な役割を持ち、年数回の代表会に参加し、積極的に本会の発展に寄与する。	変更なし	
第5条 (役員)	(1)本会の運営のため、名誉会長、会長、副会長(若干名)、理事(若干名)および監事(若干名)を置く。任期は2年とし、重任はさまたげない。	変更なし	
	(2)機械系教室の現職教員は特別会員(現職教員)、旧教官・旧教員は特別会員(旧教官・旧教員)となり、この中より特別会員代表及び学内幹事を選ぶ。	変更なし	
	(3)機械教室内に事務局を置く。	(3)事務局を下記に置く。 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 神戸大学大学院工学研究科 機械工学専攻事務室内	事務局の所在地を明記する。
	(4)理事および監事は代表会で代表の推薦によりこれを決める。 会長は会長推薦委員会で推薦された次期会長候補者の合意を得て、理事会で決定する。 副会長は会長が指名のうえ、理事会で決定する。 会長推薦委員会、および選出規程は本項の付則として別途定める。	変更なし	
	(5)本会に顧問を置くことができる。	(5)本会に顧問を置くことができる。顧問は会長経験者およびこれに準ずるものとする。	顧問の要件を明記する。
第6条 (会合)	本会の目的を達成するため、年一回の総会および数回の会合を催す。	変更なし	
第7条 (事業)	本会は次の事業を行なう。 (1)機関誌の発行(年1回)。	本会は次の事業を行なう。 (1)機関誌の発行(年数回)。	機関誌の発行を数回に変更する。
	(2)会員名簿の発行(4年に1回)	(2)削除	名簿の発行は今後とも行わないので削除する。
	(3)講演会、見学会の開催。	(3)講演会、見学会、会員親睦会および座談会の開催。	会員親睦会、座談会を追加する。
	なし	(4)功績のあった教員および優秀な学生の表彰、ならびに学生の自主活動への支援。	母校への支援内容を追加する。
第8条 (会計)	本会の運営費は会員またはその所属する企業団体の寄附金およびKTC本部からの配分金及び会員一般よりの会費ならびに特別徴収金でまかなう。この経理は監事がこれを監査するものとする。	本会の運営費は会員またはその所属する企業団体の寄附金および(一社)神戸大学工学振興会からの配分金及び会員一般よりの会費ならびに特別徴収金でまかなう。この経理は監事がこれを監査するものとする。	KTC本部を(一社)神戸大学工学振興会に改める。
第9条 (支部)	本会は必要と認めた地方に支部を設けることができる。	変更なし	
第10条 (会則の改正)	会則の改正は総会の承認を必要とする。	変更なし	
(附則)	なし	本会は昭和62年3月26日に設立する。本会則は同日より施行する。	会の設立日、会則施行日を明記する。
注記	注記1～注記5	注記1を付則とし注記2を改訂履歴1に変更する。順に繰り上げ今回の改正は改訂履歴4となる。	注記を改訂履歴に改め会則の一部とする。
注記5	1)第5条(2)項 特別会員(旧教官・旧教員)制度発足に伴う追加。“旧教官・旧教員”とは、“旧神戸高等工業学校、旧神戸工業専門学校、神戸大学工学部機械工学系学科に3年以上在職の後、退官、退職、または転職された教授、助教授(准教授)、講師”を言う。	改正4. 1)第5条(2)項 特別会員(旧教官・旧教員)制度発足に伴う追加。“旧教官・旧教員”とは、“神戸高等工業学校、神戸工業専門学校、神戸大学工学部機械工学系学科に3年以上在職の後、退官、退職、または転職された教授、助教授(准教授)、講師”を言う。	神戸高等工業学校および神戸工業専門学校には同名の学校がなく混同する恐れがないため「旧」を削除する。